



2025年3月28日
株式会社 山梨中央銀行
山梨中央銀行健康保険組合

一般社団法人山梨県歯科医師会および公益社団法人東京都歯科医師会による 歯科健診の実施について

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）と山梨中央銀行健康保険組合（理事長 山寺 雅彦）は、当行グループ職員の健康管理体制の充実を図るため、4月から一般社団法人山梨県歯科医師会および公益社団法人東京都歯科医師会（以下「同歯科医師会」といいます）による歯科健診を実施いたします。

1. 背景・目的

健康で質の高い生活を営むうえで、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たすと言われております。厚生労働省が示す「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）」においては、事業者は「歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導」について、歯科医師会等を活用し、効果的に取り組むものとされております。

当行は、職員の健康管理体制の充実および新たな歯科保健対策による職員のプレゼンティーズム[※]の改善を図るため、同歯科医師会による歯科健診を実施いたします。

※ 従業員が職場に出勤しているものの、何らかの健康問題によって業務の能率が落ちている状況。

2. 歯科健診の概要

対象者	年度中に30、35、40、45、50、55歳に達する当行健康保険組合被保険者
内容	同歯科医師会による歯科一般健診
実施方法	・同歯科医師会に所属する歯科医院にて、各自が個別に受検いたします。 ・受検時は特別休暇対応となります。
費用	当行健康保険組合が全額負担いたします。
実施時期	2025年4月～10月（以降、毎年実施）

以上